

平成二十七年七月三十一日受領
答弁第三三三七号

内閣衆質一八九第三三七号

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出ヘリウムガス吸引による事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出ヘリウムガス吸引による事故に関する質問に対する答弁書

お尋ねのヘリウムガス入りのスプレー缶に関しては、厚生労働省が平成二十六年三月三十一日に公表した「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」並びに消費者庁が平成二十七年二月十九日に配信した「子ども安全メール」及び同年三月六日に行った消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十条第一項の規定に基づく重大製品事故に係る公表により、小児の使用による事故等について注意喚起を行ったところである。政府としては、御指摘の「販売店で商品の取り扱いについて説明することを義務付け」することや「一定の年齢以下の子どもの使用を禁止」することについては、現時点においては考えていないが、引き続き、同法第三十五条第一項の規定に基づく重大製品事故に係る報告による情報の収集、同法第三十六条第一項の規定に基づく公表並びに同条第三項及び第四項の規定に基づく調査の実施並びに消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十二条第一項及び第二項の規定に基づく消費者事故等に係る通知による情報の収集並びに同法第十三条第一項及び第三項の規定に基づく情報の集約、分析及び公表に努めてまいりたい。